

第10回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年2月26日(水) 10時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室(庁議室)

- 1 開会
- 2 本部長発言
- 3 状況報告
- 4 各局発言
- 5 本部長指示
- 6 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組

令和2年2月26日
総務局

1 基本的な考え方

- ・ 第9回本部会議において、都主催イベントの延期・中止の考え方や都庁におけるテレワーク等の取組をはじめとして、都としての基本的な方針を示した。
- ・ この数日間における情勢の変化を踏まえ、基本的な方針をもとに、より具体的・集中的に取り組む対策として取りまとめたものである。
- ・ 3つの視点を踏まえ都として取り組む事項、都と民間が連携して取り組む事項、民間にお願いする事項として整理を行った。
- ・ 今後、3週間程度（～3/15）を集中対策期間とし、関係各局で連携を図りつつ更なる感染拡大防止に向けて取り組む。

2 集中的取組

以下の3つの視点から、今後3週間程度（～3/15）集中的取組を実施

I 医療体制の充実 相談・検査体制の強化、医療提供体制の充実、SNS等の活用 など

II 感染拡大の防止

① イベントの延期・中止、都立施設の対応等 都主催イベント等の延期・中止、都民利用施設における対応 など

② 官民におけるスムーズビズの加速化 時差ビズの推進、テレワークの強力な推進、健康管理の徹底 など

③ 学校等における対策の強化 都立学校における対応、区市町立学校との連絡体制強化等 など

III 広報の強化徹底 広報体制の強化、新型コロナウイルス専門HPの立上げ・SNS等の活用 など

3 今後の対応

事態の進行により、対策の強化、修正、変更が必要な場合には、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部で議論し、都度、対策を迅速に具体化していく。

I 医療体制の充実

| 具体的対策 | 実施内容 |
|---|--|
| <p>① 相談・検査体制の強化 【所管局：福祉保健局】</p> | <p>【相談体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談（コールセンター）の拡充【2月28日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数の増加に備え、回線数を4回線から6回線に増加 ・ 多言語での相談に対応（英語、中国語、韓国語） ・ FAXにより聴覚障害者等への相談に対応 ○ 帰国者・接触者電話相談センターの拡充【2月19日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数の増加に備え、回線数を最大3回線から最大5回線に増加 <p>【検査体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間検査機関の活用【2月28日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間検査機関へ検査の一部を委託することで、1日当たりの最大検査可能件数を約100件増加 ○ 東京都健康安全研究センターにおける体制の拡充【補正予算対応予定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査機器を追加購入することで、1日当たりの最大検査可能件数を120件から240件に増加 |
| <p>② 医療提供体制の充実 【所管局：病院経営本部等】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都立・公社病院の更なる受入れの拡大（50床程度から100床程度） ・ 感染症指定医療機関4病院の病床の更なる活用により、受入れの拡大 ○ 感染症指定医療機関の役割を重症患者対応へシフト ・ 感染症指定医療機関では重症患者を、その他の医療機関では軽症～中等症患者を診察する体制の整備に向け、東京都医師会等との連携により各医療機関へ協力を要請 ○ 院内感染対策の強化 |
| <p>③ SNS等の活用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策の内容について、バナー広告、LINE等のSNSを活用したプッシュ型配信等により、積極的な広報を展開 |

Ⅱ-① 感染拡大の防止（イベントの延期・中止、都立施設の対応等）

| 具体的対策 | 実施内容 |
|---|--|
| <p>① 都主催イベントの 原則、延期・中止 【所管局：政策企画局等】</p> | <p>○ 「都主催イベントの取扱いについて」により、2月22日から3月15日を拡大防止の重要な期間として位置づけ、都主催イベントを以下の対応方針に基づき延期・中止</p> <p>【屋内のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模なもの、食事を提供するもの …… 原則、延期又は中止 ※ 屋内の大規模なイベントで、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものは、感染リスクへの必要な対策をとり、実施 <p>【屋外のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事を提供するもの …… 原則、延期又は中止 <p>【その他のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価を行い判断 （開催規模・場所、期間・時間、参加者同士の距離、参加者の特性 等） ・ 実施の場合は、感染リスクへの必要な対策を十分に講じることを条件 ・ 必要な対策が十分に実施できないと判断される場合は、延期 など <p>【例】 「TOKYOふたり未来会議」(2/22中止) 「BEYOND STADIUM 2020」(2/24中止)</p> |

II-① 感染拡大の防止（イベントの延期・中止、都立施設の対応等）

| 具体的対策 | 実施内容 |
|---|---|
| <p>② 都民利用施設における対応 【所管局：総務局等】</p> | <p>○ 「都主催イベントの取扱いについて」の考慮事項並びに施設休止時の影響等を踏まえ、施設の休止を判断 【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都立スポーツ施設における個人利用（室内で器具等を共用するトレーニングジム等）については、3/15まで利用を中止する。順次、ホームページ等で案内する予定 ・ 職員食堂の混雑緩和 <ul style="list-style-type: none"> 一般利用客に、混雑時間帯の利用を控えていただくよう、協力を呼びかけ 職員の昼休みの分散化をさらに拡大し、混雑時間帯の利用を回避（現行11時半～13時半まで → 11時～14時まで（予定）） <p>○ 不特定多数の都民が訪れる都の施設について時間短縮、混雑緩和、休館等の対応を検討（都庁展望室など）</p> <p>○ 窓口における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口において利用者による待機列が見込まれる場合に、電子申請の推奨や整理券配布等、利用者同士の接触を極力回避するよう運営方法を工夫 ・ 窓口業務を行う職員等のマスクの着用や手洗い、うがい等を引き続き徹底 <p>○ 都庁舎等の入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示 【例】 都庁舎においては、日本語、中国語、英語の3か国語により注意喚起を掲示</p> |
| <p>③ 都営地下鉄におけるサーモグラフィーの設置 【所管局：交通局】</p> | <p>○ 駅改札口付近へ赤外線サーモグラフィを設置し、お客様が乗車前に体温を自己チェックできる体制を検討中</p> |

II-② 感染拡大の防止（官民におけるスムーズサービスの加速化）

| 具体的対策 | 実施内容 |
|---|--|
| <p>① 時差サービスの推進 【所管局：総務局、都市整備局、産業労働局等】</p> | <p>【民間】・時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請 ・経済団体等とも連携した企業への働きかけ（チラシやメルマガ送付） ・鉄道・バスの車両内や駅構内でのアナウンス等による呼びかけ ・本庁職員全員（*）を対象として、オフピーク通勤を実施 （8:30～9:30始業を回避）（*）窓口業務等への対応職員を除く ・出先事業所では、時差出勤を前倒し実施</p> <p>【都】</p> |
| <p>② テレワークの強力な推進 【所管局：総務局、都市整備局、産業労働局等】</p> | <p>【民間】・時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請。 ・中小企業のテレワーク導入を専門家派遣と助成金で支援 ・経済団体等とも連携した企業への働きかけ（チラシやメルマガ送付） ・鉄道・バスの車両内や駅構内でのアナウンス等による呼びかけ ・本庁職員全員（*）を対象として、週4回を目安にテレワークを実施 （*）窓口業務等への対応職員を除く ・出先事業所の一部にテレワーク端末を配備</p> <p>【都】</p> |
| <p>③ 健康管理の徹底 【所管局：総務局、産業労働局等】</p> | <p>【民間】・①及び②の業界団体や企業への要請の際、従業員への手洗いや咳エチケットの励行を要請</p> <p>【都】・職員は毎日、検温等の実施により自己の体調管理に努めるとともに、組織としても、所属長や同僚は、職員の体調を出勤時に点呼 ・発熱等の風邪症状がある場合には、年休取得のほか、本人の申し出によりテレワーク又は「自宅勤務」を認める。この場合、外出禁止と定期連絡等を条件とする（当面2週間の対応）。また、出勤後に体調不安のある際は、帰宅を勧奨</p> <p>【都】</p> |
| <p>④ 都主催会議・出張への対応 【所管局：総務局、産業労働局等】</p> | <p>【都】・都主催の会議（審議会、各局の説明会等）は、業務上の必要性を精査した上で、可能なものは延期（当面次年度に実施） ・会議実施に当たっては、規模の見直しやテレビ会議の活用も検討 ・現地確認など業務上必要な出張は、最小限の回数や人数で実施 ・本庁・出先事業所間の打合せは、原則としてメールや電話で実施 ・事業者に対し、都との打ち合わせについては、極力メール等による実施を要請</p> |

Ⅱ-③ 感染拡大の防止（学校等における対策の強化）

| 具体的対策 | 実施内容 |
|----------------------------|---|
| ① 都立学校における対応【所管局：教育庁】 | |
| 感染症予防策のさらなる徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検温や手洗いの励行 幼児・児童・生徒や教職員等に対し、検温や手洗いを励行 ○ 春季休業期間中の健康観察 春季休業期間における家庭との連携による健康観察の実施 |
| 感染者が発生した場合の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業の実施 幼児・児童・生徒や教職員に感染症が発生した場合、当該校については、自治体の保健衛生部局からの助言や協議等により、1、4日間を目安に臨時休業を実施 ○ 濃厚接触者の把握 幼児・児童・生徒の同居家族の発症など、当該幼児・児童・生徒が濃厚接触者である場合の学校への連絡を保護者に依頼 |
| 教育活動の当面の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業式の対応 参列規模を縮小するとともに、時間短縮を講じて実施 ○ 時差通学の実施 感染予防の観点から始業時間の繰下げ等、原則、公共交通機関の混雑時を避けた登下校の実施 ○ 春季休業期間の前倒し（自宅学習） 学年末考査を終了した学校から、順次、自宅学習を実施 |
| ② 区市町村立学校との連絡体制強化【所管局：教育庁】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都立学校の方針を区市町村教育委員会と共有するとともに、連絡体制の強化を図り、取組を支援 |

Ⅱ-③ 感染拡大の防止（学校等における対策の強化）

| 具体的対策 | 実施内容 |
|--|--|
| <p>③ 私立学校に対する対応 【所管局：生活文化局】</p> | <p>○ 文部科学省の方針等や、都立学校における取組等について情報提供を行い、私立学校における適切な対応を要請する。</p> |
| <p>④ 首都大学東京における対応 【所管局：総務局】</p> | <p>○ 文部科学省の方針等を踏まえ、感染者が発生した場合は、出席停止や臨時休業などの対応を実施</p> <p>○ 入試を除き、イベントは原則、延期又は中止の方向で検討中。 3月15日以降となる、卒業式、入学式の取り扱いについては、別途検討</p> |
| <p>⑤ 社会福祉施設等における対応 【所管局：福祉保健局】</p> | <p>○ 都内の施設職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを受け、社会福祉施設等向けに、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項を作成、周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面会の自粛 ・ 職員、利用者の検温と健康観察の徹底 ・ 施設と医療機関、東京都所在地自治体との連絡体制の確認 |

Ⅲ 広報の強化徹底

| 具体的対策 | 実施内容 |
|--|--|
| <p>① 広報体制の強化 【所管局：政策企画局等】</p> | <p>○ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを新たに設置 ＜メンバー＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策企画局報道担当理事をトップとする。 ・ 政策企画局、戦略政策情報推進本部、総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、教育庁 |
| <p>② 新型コロナウイルス専門HPの立上げ、SNS等の活用 【所管局：政策企画局等】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の特設サイトの拡充、SNS等、デジタルメディアの活用 ・ 現行の新型コロナウイルス感染症対策特設サイトについて、より分かりやすい内容に拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画やインフォグラフィックを活用したわかりやすいコンテンツを作成し、内容を充実 ・ 同様の内容について、バナー広告、LINE等のSNSを活用したプッシュ型発信等により、積極的な広報を展開（再掲） ○ 新たな専用ホームページの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 即時性のあるデータ発信が可能な機能を搭載 ・ 海外向けの発信を想定したビジュアルを呈した内容により構成 |

Ⅲ 広報の強化徹底

| 具体的対策 | 実施内容 |
|--|--|
| <p>③ 患者等に対する人権への配慮を呼びかけ 【所管局：総務局】</p> | <ul style="list-style-type: none">○ メッセージの発信・ 不確かな情報に惑わされて患者や対策に関わった方々の人権侵害が行われることのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけ○ 相談窓口の周知・ 適切な相談窓口の周知を図る。 |
| <p>④ 新型コロナウイルス感染症に係る労働相談 【所管局：産業労働局】</p> | <ul style="list-style-type: none">○ 東京都の各労働相談情報センターにおいて、社員間でのハラスメントのトラブル抑止の相談等に対応 |

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項

新型コロナウイルス感染症については、感染源や感染経路が判明していない症例が増えてきているなど、感染拡大を防止する上で重大な局面を迎えています。

高齢者や障害者は感染症が重度化しやすいことから、社会福祉施設等において、感染症の予防及びまん延の防止に万全を期していくことが重要です。

これまで、各施設等には、新型コロナウイルスへの対応を徹底するようお願いしているところですが、2月22日に都内の施設職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを踏まえ、感染拡大防止に向けた留意点を下記の通りまとめましたので、徹底していただくようお願いします。

1 施設に関わる全ての方への対応

- 面会者等を含め、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つよう、対策を徹底すること。
- 各社会福祉施設等の管理者、医師及び看護職員等は、利用者等の状況に注意し、日頃からの衛生管理等が徹底されるようにするとともに、必要に応じて感染拡大防止のための適切な措置を講じること。

2 職員の方への対応（事務職や送迎に携わる職員、ボランティア等を含む）

- 各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないこと。（過去に発熱が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。）
- 管理者は、職員の健康状態を確実に把握するよう努めること。基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましい。施設内に立ち入る場合には、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

3 面会者への対応

- 面会については、感染経路の遮断の観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

4 利用者への対応

- 利用者に次の症状がある場合には、保健所に設置されている「帰国者・接触者電話相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
 - ・ 高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合
 - ・ 上記以外の者は、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合
- 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、次の事項などに留意すること。
 - ・ 疑いがある利用者を原則個室に移すこと。
 - ・ 個室が足りない場合については、同じ症状の人を同室とすること。
 - ・ 疑いのある利用者ケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること。
 - ・ 罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。 等
- 疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応すること。
- 通所・短期入所等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には原則として利用を断るものとする。
- 発熱により利用を断った利用者には、次のとおり対応する。
 - ・ 社会福祉施設等（通所・短期入所等）から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行う。
 - ・ 当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。
 - ・ 訪問介護等の提供等に際しては、地域の保健所に相談するとともに居宅介護支援事業所等と連携してサービスを提供すること。

5 行政への報告

- 発熱等の症状により感染が疑われる職員や利用者がある場合には、上記4の「帰国者・接触者電話相談センター」のほか、他の感染症と同様に、区市町村や東京都など、予め指示されている連絡先に速やかに報告すること。

令和2年2月26日

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 国内外発生状況（厚生労働省発表）（2月25日9時時点）

| | 中国 | 香港 | マカオ | 台湾 | 日本 | 韓国 | シンガポール | オーストラリア | タイ | ベトナム |
|------|--------|----|-----|----|-----|-----|--------|---------|----|------|
| 患者数 | 77,658 | 81 | 10 | 30 | 139 | 833 | 90 | 1 | 35 | 16 |
| 死亡者数 | 2,663 | 2 | 0 | 1 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | マレーシア | オーストラリア | 米国 | カナダ | フランス | ドイツ | カンボジア | スリランカ | フィリピン | インドネシア |
|------|-------|---------|----|-----|------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 患者数 | 22 | 22 | 35 | 10 | 12 | 16 | 1 | 1 | 13 | 1 |
| 死亡者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | フィリピン | インド | イタリ | 英国 | ロシア | スウェーデン | スペイン | ベルギー | エジプト | イラン |
|------|-------|-----|-----|----|-----|--------|------|------|------|-----|
| 患者数 | 3 | 3 | 229 | 13 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 61 |
| 死亡者数 | 1 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |

| | イスラエル | パキスタン | クウェート | ノルウェー | マーン | アカバ | イラク | 合計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|--------|
| 患者数 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 79,353 |
| 死亡者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,694 |

※ 日本においては、その他 16 名の無症状病原体保有者の確認がされている。その他、横浜到着のクルーズ船において、591名の陽性、4名の死亡者数が確認されている。

○ 都の発生状況 32名（2月25日9時時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者 29名

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みを確認
- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 新型コロナウイルスに関する中小企業等特別相談窓口の設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

〈第1便〉

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
- ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着

※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機

総務局からリエゾン2名を派遣

福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣

- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

| 受入病院 | 受入人数 | 属性等 |
|------------------------|------|----------------------------------|
| (公財) 東京都保健医療公社 荏原病院 | 4名 | ・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性 |
| 都立駒込病院 | 1名 | ・50代 女性 |

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた197名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〈第2便〉

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着

※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機

総務局からリエゾン2名を派遣

福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣

- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

| 受入病院 | 受入人数 |
|------------------------|------|
| (公財) 東京都保健医療公社 荏原病院 | 2名 |
| 都立墨東病院 | 2名 |
| 都立駒込病院 | 4名 |
| (公財) 東京都保健医療公社 豊島病院 | 5名 |

- ・その後、13名が入院

- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた199名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〔帰国邦人への対応〕

- ・国の要請を受け、帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣
- ・宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣終了

〈第3便〉

- ・1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着

東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機

総務局からリエゾン2名を派遣

福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣

- ・ 咳等の症状のある方10名を病院に搬送（東京消防庁）

| 受入病院 | 受入人数 |
|------------------------|------|
| (公財) 東京都保健医療公社 荏原病院 | 3名 |
| 都立墨東病院 | 2名 |
| 都立駒込病院 | 3名 |
| (公財) 東京都保健医療公社 豊島病院 | 2名 |

- ・ 帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舍（埼玉県和光市）
- ・ 経過観察のために宿泊施設に滞在していた145名について、2月14日に検査を実施した結果、1名が陽性

〈第4便〉

- ・ 2月7日10時13分頃、羽田空港に198名が到着
東京消防庁から計10隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（薬剤師、事務）を派遣
- ・ 体調不良の方を病院に搬送（東京消防庁）

| 受入病院 | 受入人数 |
|------------------------|------|
| (公財) 東京都保健医療公社 荏原病院 | 1名 |
| 都立墨東病院 | 1名 |

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・ 帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）

〈第5便〉

- ・ 2月17日6時50分頃、羽田空港に65名が到着
東京消防庁から計8隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（事務等）を派遣
- ・ 体調不良の方2名を病院に搬送（東京消防庁）

| 受入病院 | 受入人数 |
|--------------|------|
| 都立墨東病院 | 1名 |
| 都立多摩総合医療センター | 1名 |

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・ 帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）

〔横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応〕

- ・ 691名の陽性患者の一部について、国からの要請を受けて、都内医療機関へ198名受入れ
- ・ 2月14日、国からの緊急要請に基づき、検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供
- ・ 下船者の大型観光バスによる輸送対応

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等3団体へマスク15万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日(拡大防止の重要な期間として位置づけ)の対応方針を各局へ周知

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信(多言語対応)
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージの発信など、SNSを始め、各種媒体を活用した広報活動
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ(日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語)を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の追加提供に向け、関係機関と調整中
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応

(東京消防庁)

- ・ 各種救命講習等の感染予防対策の実施
- ・ 各種行事の中止や縮小を決定

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等と呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

新型コロナウイルス検査実施状況（都内）

令和2年2月25日時点

| 検査実施 | 検査数 (件) | 陽性者数 (件) | 備考 |
|-----------|------------|-------------|---------------------------------|
| ～1/31 | 11 | 3 | ・湖北省武漢市2 ・湖南省1（武漢市 滞在歴あり） |
| 2/1～2/7 | 12 | 0 | |
| 2/8～2/14 | 9 | 3 | |
| 2/15～2/21 | 413 | 22 | |
| 2/22～2/25 | 87 | 4 | |
| 合計 | 532 | 32 | |

（陽性者の状況）

陽性者32名のうち、重症は5名

令和2年2月26日
福祉保健局

帰国者・接触者電話相談センターの受付状況について

1 開設日時

令和2年2月7日(金)午後5時

2 受付時間・設置期間

| 受付時間 | 設置機関 |
|--|------------------------------|
| 平日：日中 各保健所の開所時間による (概ね午前9時～午後5時) | 各保健所の相談センター |
| 平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日 | 都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター |

3 相談対応件数

| | 2/7 (金) | 2/8 (土) | 2/9 (日) | 2/10 (月) | 2/11 (火) | 2/12 (水) | 2/13 (木) |
|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 午前9時～午後5時 | - | 25 | 26 | 116 | 25 | 124 | 124 |
| 午後5時～翌午前9時 | 17 | 9 | 9 | 21 | 7 | 23 | 32 |
| 合計 | 17 | 34 | 35 | 137 | 32 | 147 | 156 |

| | 2/14 (金) | 2/15 (土) | 2/16 (日) | 2/17 (月) | 2/18 (火) | 2/19 (水) | 2/20 (木) |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 午前9時～午後5時 | 245 | 72 | 90 | 827 | 1,065 | 1,048 | 757 |
| 午後5時～翌午前9時 | 106 | 84 | 96 | 143 | 143 | 161 | 114 |
| 合計 | 351 | 156 | 186 | 970 | 1,208 | 1,209 | 871 |

| | 2/21 (金) | 2/22 (土) | 2/23 (日) | 2/24 (月) | 累計 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 午前9時～午後5時 | 714 | 81 | 75 | 115 | 5,529 |
| 午後5時～翌午前9時 | 142 | 170 | 174 | 188 | 1,639 |
| 合計 | 856 | 251 | 249 | 303 | 7,168 |

4 帰国者・接触者外来への紹介人数

65人

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口
(コールセンター)の受付状況について

1 開設日時

令和2年1月29日(水)午後6時

2 受付時間

午前9時から午後9時まで(土、日、祝日含む)

3 相談対応件数

| | 1/29 (水) | 1/30 (木) | 1/31 (金) | 2/1 (土) | 2/2 (日) | 2/3 (月) | 2/4 (火) |
|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 午前9時～午後1時 | - | 113 | 161 | 141 | 82 | 168 | 96 |
| 午後1時～午後5時 | - | 122 | 125 | 77 | 59 | 102 | 81 |
| 午後5時～午後9時 | 23 | 89 | 116 | 58 | 52 | 69 | 50 |
| 合計 | 23 | 324 | 402 | 276 | 193 | 339 | 227 |

*1/29のみ午後6時～午後9時の対応

| | 2/5 (水) | 2/6 (木) | 2/7 (金) | 2/8 (土) | 2/9 (日) | 2/10 (月) | 2/11 (火) |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 午前9時～午後1時 | 109 | 83 | 74 | 58 | 30 | 68 | 45 |
| 午後1時～午後5時 | 74 | 56 | 55 | 39 | 23 | 53 | 19 |
| 午後5時～午後9時 | 63 | 31 | 47 | 28 | 26 | 35 | 14 |
| 合計 | 246 | 170 | 176 | 125 | 79 | 156 | 78 |

| | 2/12 (水) | 2/13 (木) | 2/14 (金) | 2/15 (土) | 2/16 (日) | 2/17 (月) | 2/18 (火) |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 午前9時～午後1時 | 53 | 51 | 109 | 86 | 117 | 163 | 150 |
| 午後1時～午後5時 | 63 | 47 | 102 | 107 | 87 | 129 | 132 |
| 午後5時～午後9時 | 33 | 55 | 89 | 101 | 109 | 110 | 93 |
| 合計 | 149 | 153 | 300 | 294 | 313 | 402 | 375 |

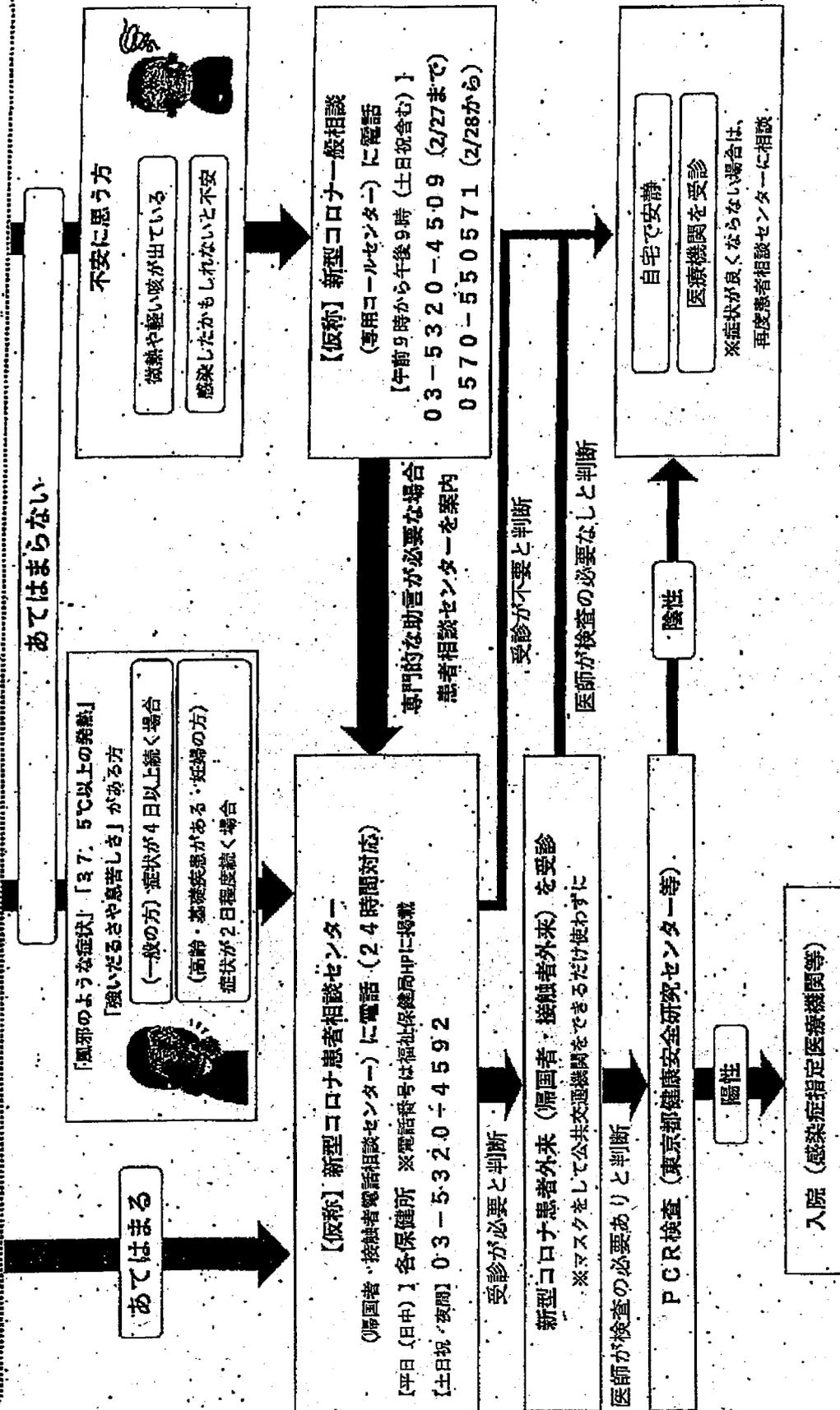
| | 2/19 (水) | 2/20 (木) | 2/21 (金) | 2/22 (土) | 2/23 (日) | 2/24 (月) | 2/25 (火) | 累計 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 午前9時～午後1時 | 165 | 125 | 142 | 187 | 182 | 106 | 161 | 3,025 |
| 午後1時～午後5時 | 121 | 116 | 156 | 135 | 155 | 135 | 145 | 2,515 |
| 午後5時～午後9時 | 117 | 93 | 183 | 165 | 129 | 198 | 154 | 2,330 |
| 合計 | 403 | 334 | 481 | 487 | 466 | 439 | 460 | 7,870 |

都民の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～

【感染を疑う方】発症前2週間以内に

・「新型コロナウイルス感染者」と濃厚接触*をした方で、①発熱または②呼吸器症状がある方

・「流行地域*を訪問した方」または「流行地域への渡航・居住歴がある方と濃厚接触した方」で①発熱37.5度以上かつ②呼吸器症状がある方



*流行地域：中華人民共和国 湖北省又は浙江省

*濃厚接触：疑い事例との同居・長時間の接触、感染防護措置なしで患者の診察・看護・介護、感染の疑いがある方の体液等に直接接触

(案)

令和2年2月26日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

東京都知事
小池 百合子

新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症は、発端となった中華人民共和国を中心に、全世界で2千人を超える死者、7万人を超える感染者を出す事態に至っており、また、2月25日には、日経平均株価が一時1千円以上も急落するなど、人々の生命・健康を脅かす深刻な人的被害のみならず、各国の経済活動にも甚大な影響を及ぼしつつあります。

我が国において指定感染症に指定されている今般の感染症がもたらす脅威に対し、この間、都は、危機管理対策会議の開催や対策本部の立ち上げ、中国・武漢市からの帰国者の都立病院・公社病院への受け入れ、住民に向けた相談窓口や医療提供体制の確保、そして、こうした対策を推進するための補正予算の編成など、都民の生命・健康を守るための対策を幅広く講じておりますが、日々、新たな感染者の報告が寄せられるなど、予断を許さない状況が続いております。

政府の専門家会議において、「これから1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際」と指摘されているように、更なる感染拡大を防ぐためには、実効性ある対策を徹底的かつ迅速に講じることが重要です。

国におかれては、国民の安全の確保、区市町村、医療機関での円滑な対応、経済活動への影響の抑制に向け、下記のとおり対策を講じられるよう、緊急要望いたします。

記

- 1 更なる感染拡大の防止及び経済活動への影響の抑制を図るため、経済団体等と連携し、ナンバープレートを活用した交通マネジメント政策のような、テレワーク、時差出勤等の徹底的な実施に向けた具体的な推進策を強力に講じること。
- 2 今後の感染拡大にも的確に対応し、重症化を防止するため、民間企業、大学等を活用し、検査体制の抜本的な強化を図ること。
- 3 一般医療機関での診療を可能にするために、早期に診断・治療アルゴリズムを提示すること。また、オンライン診療が可能となるよう、速やかに検討すること。
- 4 住民からの医療相談に的確に対応するために、国における電話相談窓口を拡充するとともに、地方自治体が実施する一般相談窓口や帰国者・接触者相談センターの対応を拡充できるよう、必要な支援を実施すること。
- 5 不正確な情報による混乱の発生を避けるため、国民、企業、地域等へ、迅速かつ正確な情報提供及び広報を行うこと。

都としては、更なる感染拡大の防止に向け、引き続き、国と連携しながら、対策に万全を期してまいります。

国土入企第52号
令和2年2月25日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまでも建設業者団体あてに適切な対応を重ねてお願いしてきたところですが、このたび、千葉県や熊本県内において、建設現場の作業に従事する者に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明しました。また本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されたところです。つきましては、貴職におかれては、当該基本方針に則った対策を講じていただくことに加え、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、下記を踏まえて適切にご対応いただきますよう、よろしくお取り計らいください。

併せて、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようお願いいたします。

なお、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部での今後の対応等に応じ、下記事項を含め、更新・具体化などの必要がある場合には、改めて通知させていただきますのでご留意ください。

また、各都道府県におかれては、被害の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いいたします。

記

1. 貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村（以下、単に「貴都道府県等」という。）におかれましては、公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、発注した工事の現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしく申し上げます。

2. また、貴都道府県等の発注工事の施工に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう、周知徹底をお願いします。

3. 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な対応を講じていただくようお願いいたします。なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われるべきものと解されますので、よろしくお取り計らいください。

4. 公共工事の請負契約については、公共工事標準請負契約約款第20条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされています。新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、発注者において、的確に工事の一時中止を指示するようお願いいたします。

なお、上記3. 及び4. の措置を講じるにあたっては、必要に応じ、工期の見直しも含め、施工期間等の適正化に努めるようご留意願います。



令和2年2月21日
日野市新型コロナウイルス感染症
対策本部本部長 大坪 冬彦

市及び関係団体が実施するイベント等に関する取扱いについて(方針)

新型コロナウイルスによる感染症が、市中感染の段階に拡大していることから、国(厚生労働省)は、2月18日及び2月20日「国民の皆様へのメッセージ」として、日野市の対策本部が発出した令和2年2月18日「新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」と同趣旨のコメントを情報発信し、それ以上の情報発信がない状況である。

このため、本対策本部では、改めて市及び関係団体が実施するイベント等に関する取扱いについて、取扱い方針を下記のとおり定める。

記

(考慮すべき状況)

1. イベント等は、市及び関係団体が開催するイベント、行事、会議、事業とし、多くの不特定な人が集まる。
2. イベント等の対象者は、高齢者や難病を含む障害者、基礎疾患を持っている方、子ども、妊婦が含まれる。
3. イベント等の会場が、閉鎖空間や参加者間の距離が十分に保てず、接触する等の状況が想定される。
4. イベント等に、医療に従事する人や消防職員など市民の救命救急にかかわる人が参加者となっている
5. イベント等の開催に合わせて、会場の入り口にアルコール消毒液の設置や参加者がマスクを着用するなど、予防の方策が困難な状況である。

上記の状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染力や潜伏期間内の感染、治療法(薬)など不明確な部分もある。

また、現在、都内は感染拡大の局面にあると考えられるため、上記の考慮すべき状況に該当する場合は、対策本部として市民の不安、安全を確保することを第一に考え、市及び関係団体が実施するイベント等は、当面、令和2年3月31日までの期間、原則中止もしくは延期する。

なお、上記考慮すべき状況に該当しない場合でも、予防対策に万全を期すこととする。

一般市民の皆様へ ―クイック・チェックポイント―

1. 注意すべき事項

- ・自分自身の健康管理を行ってください。体調が優れないときは朝・夕の体温測定を行いましょ
- ・病院や施設での面会を控えましょ
- ・人が多く集まる室内での集会等の参加は必要なものに限りましょ
- ・公共交通機関において、つり革、手すりなどの他人が触れる場所に触れた後は、鼻、口、目などを触らないようにしましょ
- ・会社、学校、自宅に着いてから手洗いをしっかり行いましょ
- ・時差通勤によりラッシュアワーを避けましょ
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けて準備してきたテレワークによる自宅勤務も活用しましょ
- ・37.5℃以上の発熱、咳、倦怠感がある場合には、出来るだけ会社、学校は休み、自宅での安静・静養を行いましょ
- ・37.5℃以上の発熱、咳、倦怠感がある場合に、人と接触する場合は、咳エチケット（マスク着用）を行い、手で鼻、口を触った場合は、手洗いを行いましょ
- ・体調不良者（発熱、咳など）に接する場合には、マスクを着用しましょ

2. 注意すべき症状

- ・37.5℃以上の発熱、咳、倦怠感に加え、呼吸苦、息切れの症状がある場合
- ・37.5℃以上の発熱、咳、倦怠感などの症状が、5日以上持続する場合

3. 受診行動

37.5℃以上の発熱、咳、倦怠感に加え、呼吸苦、息切れの症状がある場合や37.5℃以上の発熱、咳、倦怠感などの症状が、1週間以上持続する場合は、帰国者・接触者相談センターなどに相談してから病院（一般外来で受診せず、帰国者接触者外来）を受診しましょ。この時、マスクを着用し公共交通機関の利用は避けましょ。

4. 高齢者または基礎疾患のある方

- ・毎日、朝・夕、体温測定を行いましょ
- ・多くの方が集まる集会場等へ行くことは控えましょ
- ・インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンを接種されてない方は医療機関で接種を受けましょ

診療にあたられる方々へ

1. 軽症例はインフルエンザ外来に準じた対応を行います。

感染蔓延期を迎えると、多数の疑い患者が一度に医療機関に押し寄せる事態が生じやすくなります。2009年の新型インフルエンザのときに経験された事例です。一般市民の項で解説したように、新型コロナウイルス感染症の多くは軽症～中等症の上気道感染症で終わるものと思われます。このような症例に対しては対症療法を行った後、自宅での安静を指示することで十分であると思われます。インフルエンザ、風邪に準じた対応になります。また、症状が軽い時、現時点での検査体制では必ずしも PCR 検査は必要ないことを説明してください。

2. 重症例を見逃さない診療が求められます。

一方で、重症例、あるいは重症になりそうな症例を見逃さないことが必要になります。具体的には1週間以上持続する発熱、強い倦怠感、脱水症状、呼吸苦・困難、呼吸器症状の悪化などを参考にします。血液検査を実施するとともに、胸部画像診断を行わなければなりません。胸部レントゲン（特にポータブル撮影）では肺炎の存在を疑えずに、胸部 CT で初めて肺炎像が確認された症例が報告されています。CT 画像としては、両側の末梢側を中心とする多発性すりガラス状陰影が特徴的です。病状の進行、細菌性肺炎の合併などにより浸潤性陰影が観察されるようになることに注意しなければなりません。ウイルス感染を疑う画像かどうかは感染症専門医、呼吸器専門医、放射線科専門医と相談しながら判断することが重要となります。挿管による呼吸管理が必要になった時、集中治療、とくに呼吸管理の専門医にご相談ください。

3. 遺伝子検査は、“入院が必要な肺炎例でウイルス性肺炎を疑う場合”に実施します。

新型コロナウイルス感染症の診断は呼吸器検体を用いた遺伝子診断で行われます。現在のところ、限られた医療機関でのみ検査が行われていることから、症例を絞って検査を依頼することが必要となります。外来でみる軽症例（疑い例）に対しては遺伝子検査を行わず、感染を拡げないように説明したのち自宅安静の指示を出します。一方、入院を要する肺炎例でウイルス性肺炎を疑う場合や医師が総合的に判断して、新型コロナウイルス感染症を疑う場合には遺伝子検査を実施します。

4. 特異的な治療薬はありません。

新型コロナウイルスによる感染症に対する特別な治療法はありません。脱水に対する補液、解熱剤の使用などの対症療法が中心となります。一部、抗 HIV 薬（ロピナビル・リトナビル）や抗インフルエンザ薬（ファビピラビル）などが有効ではないかという意見もありますが、まだ医学的には証明されていません。新型コロナウイルス感染症による死亡の原因についての情報は限定的ですが、高齢者における死亡例が多いことから二次性の細菌

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

—水際対策から感染蔓延期に向けて—

(2020年2月21日現在)

昨年12月から中国武漢市を中心に広がっている新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行を受けて医療機関、学会、行政が連携して対策を講じている状況です。指定感染症としての認定、武漢市からの邦人の移送、施設およびクルーズ船における経過観察措置など、水際対策の実施は国内の感染者数の急激な増加に一定の抑制効果を示してきました。しかし残念ながら、2月15日以降、日本各地で感染経路が特定できない感染事例が報告され始めたのはご承知の通りです。このような状況の中で、地域の状況を見ながら、地域単位で感染対策のフェーズを水際対策期から感染蔓延期へ移行させていくことが必要になってきます。2月20日時点で死亡例が3例報告されており、また高齢者・基礎疾患のある患者において重症例が報告され始めています。本ウイルス感染症の特徴として、その感染性ととともに肺炎を合併する頻度の高さが明らかになってきました。致死率は依然としてSARSより低いものの、高齢者・基礎疾患保有者における肺炎の合併は生命を脅かす重篤な状態につながる可能性を高めます。このような感染症の蔓延期においては、重症例に焦点をあてた医療の実施が重要な戦略となってきます。感染蔓延期においては、感染経路が追えないことから中国からの訪日客との接触のない症例も対象になります。ただし、訪日客との濃厚接触歴の有無は、現時点では地域によっては発生早期段階であると考えられるため、本症を疑う上では依然として重要になります。このような状況の中で、2月17日に厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が発表されました。

新型コロナウイルス感染症が地域によっては感染蔓延期を迎える中で、医療関係者はもとより、一般市民の方々におかれましても、その対応と行動を変えていく必要があります。以下にそのポイントを解説させていただきます。

—一般市民の方々へ 共有してほしい情報と行動—

1. 感染症の臨床的特徴が明らかになってきました。

本ウイルスに感染を受けた人の多くは無症状のまま経過するものと思われます。感染を受けた人の中で潜伏期間(1~12.5日)のち一定の割合で発熱・呼吸器症状(咽頭痛、咳)などの感染症状が認められるようになります。発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える人が多いことが特徴とされています。いわゆる風邪、あるいはインフルエンザであれば、通常は3~4日までが症状のピークで、その後改善傾向がみられますが、新型コロナウイルス感染症では症状が長引くことが特徴です。4日を過ぎても発熱が続く、特に1週間目においても発熱が続く場合、息が苦しい、呼吸器症状が悪化する、などを認めた場合には肺炎の合併が疑われます。すぐに帰国者・接触者相談

センターにご相談ください。

2. 1週間以内に症状が軽快しそうであれば、自宅での安静で様子を見ます。

新しく出現した感染症の場合には、しばしば重症例だけが取り出されて解析されることとなります。しかし実際には、感染をうけても無症状～軽症の人が何倍も多く存在すると考えられています。新型コロナウイルス感染症においても同様のことが考えられます。おそらく風邪様症状から軽い上気道炎ぐらいの軽症例が多数存在するものと思われます。このような症例は1週間で症状が軽快します。特に治療の必要はなく、自宅で安静にしておくことで十分です。ただし、家族など身近の方への感染に気を付け、家族と接するときのマスク着用と、こまめな手洗いや手指消毒を心がけましょう。

3. 1週間以上熱が続く、呼吸苦・呼吸器症状の悪化がみられる場合には医療機関へ

一方で、4日～1週間ほど経過しても熱が続いている、呼吸が苦しくなってきた、咳・咽頭痛が悪化している、などが見られた場合には帰国者・接触者相談センターに相談する必要があります。1週間未満であっても高熱がみられるようになった、呼吸困難がみられるといった場合には肺炎の合併を疑います。速やかに帰国者・接触者相談センターに相談して帰国者接触者外来のある医療機関を受診してください。また、その際マスクを着用するなど周りへの感染に気を付けてください。

4. 高齢者・基礎疾患を有する人は外出を控える、人込みの中に入らない。

新型コロナウイルス感染症は高齢者や基礎疾患がある人で重症化しやすいことが明らかとなっています。幸いにも、小児においては重症例が少ないことが報告されています。重症化につながる基礎疾患としては糖尿病、心不全、腎障害・透析患者や、生物学的製剤、抗がん剤、免疫抑制剤投与患者などがあります。また妊婦においても上記患者と同様に本ウイルス感染症にかからないような対応が必要になります。人が多く集まる場所では、本ウイルスを持っている人と遭遇する機会が高まります。今回問題となったクルーズ船や老人介護施設・病院などは高齢者や免疫不全患者が多数集まる場所です。新型コロナウイルスの持ち込みには十分注意しなければなりません。

5. 現在、実施されているウイルス検出のための検査(PCR法)には限界があります。

新型コロナウイルスは、主に咽頭や肺で増殖しますが、インフルエンザに比べてウイルス量は少ないと考えられています。PCR法という核酸検査で増幅してウイルスを検出する方法が診断に応用されています。最初の検査で陰性で、2回目の検査で陽性となった症例も報じられました。インフルエンザに比べて1/100～1/1,000といわれるウイルスの少なさは、検査結果の判定を難しくしています。とくに早い段階でのPCR検査は「決して万能ではない」ことをご理解ください。

性肺炎の合併には十分注意する必要があります。ステロイド等の使用に関する知見も不十分です。本邦において新型コロナウイルスの分離・培養が成功したことから、新型コロナウイルス感染症に対する特異的な治療薬の開発が期待されるところで、上記の薬剤を含む臨床試験が準備中です。

感染対策のポイント

1. 感染対策の基本は飛沫・接触予防対策になります。

コロナウイルスは、新型コロナウイルスを含めて主に飛沫感染により伝播します。現時点では空気感染の可能性はきわめて低いと考えられます。したがって、外来での対応は通常のインフルエンザ疑い患者への対応に準じた標準予防策、飛沫感染予防策・接触感染予防策の徹底が基本となります。咳を有する患者に対しては速やかにマスクを着用させ、飛沫による汚染を防ぎます。ウイルスで汚染した手指を介して目・口の粘膜から感染が伝播される可能性にも注意しなければなりません。手指衛生の徹底は感染対策の基本です。患者から医療スタッフが飛沫を直接浴びないように、サージカルマスクやガウン、アイシールド、手袋を着用して診療にあたることとなります。正しいマスクの着脱、適切な手洗いが重要であることは言うまでもありません。呼吸器検体の採取、気管吸引、挿管などのエアロゾル発生のリスクが高い処置を行う場合には、一時的に空気感染のリスクが生じると考えられているため、N95 マスクを含めた対応も考慮します。もちろん、エアロゾル産生手技以外でも医療従事者の判断で、必要と思われる場合は N95 マスクの着用も検討ください。基本は飛沫・接触感染予防策ですが、地域・施設ごとの状況に応じて適宜対応を考えていくことが重要になります。

2. 陰圧個室での管理は地域・施設に応じて対応してください。

入院が必要な症例に対しても飛沫・接触感染予防策を徹底します。空気感染の可能性は低いことから通常のシャワー室・トイレ付きの個室管理が基本となります。陰圧個室での管理は必ずしも必要とは考えませんが、地域・施設の状況に応じて、陰圧個室での管理を行うこともあります。

一般社団法人日本感染症学会

理事長 舘田 一博

一般社団法人日本環境感染学会

理事長 吉田 正樹



11





コロナウイルス対策についての確認事項

問1 保護者から37.5度以上の発熱があったと連絡があった場合は、どのように対応すればいいのですか？

答え 今回の対応は、新型コロナウイルス感染症未然防止の観点からの対策です。よって、現時点では、出席停止の要件1, 2に当てはまる場合は、出席停止扱いで自宅待機とし、感染の未然防止に万全を期すことを丁寧に説明してください。なお、出席停止をした場合は、発熱等の症状が治まってから48時間は自宅待機としてください。また、息が苦しい・体がつらい等の症状が伴っている場合は医療機関を受診することは問題ありませんが、単に発熱等だけの場合は、すぐに受診しないで自宅療養とすること、心配な場合は、まず、医療機関に電話連絡することをお伝えください。これは、小金井市医師会との話し合いで決まったものです。よろしくお願いします。

また、保護者から電話等で、子供が37.5度以下であるが発熱や咳などの風邪の症状がある場合どうしたらよいかと問い合わせがあった場合は、これまで通り欠席扱いとなるが万が一に備えて十分に完治するまで自宅で療養するように伝えてください。

文部科学省の示す「風邪などの症状があるときには、人が大勢集まる学校等には行かないようにする」ことを徹底し、感染拡大を全力尽くすようによろしくお願いします。

問2 学校に来た児童生徒が、37.5度以上の発熱があった場合にはどうするのか？

答え すぐに保護者に連絡し、マスクをつけさせ帰宅させ、家庭で静養するように促すとともに、医療機関に連絡し適切な対応をするように促してください。その時、保護者から「仕事等があつてすぐに対応できない」と言われた場合には、「教育委員会から最近の状況を踏まえ、37.5度ある場合には、出席停止とするように」と言われていることを伝え、理解を促してください。

問3 卒業式・入学式等はどうなるのか？

答え 現在のところは、イベント等は中止の方向で検討していますが、必要な業務は継続することになっています。学校を閉鎖しないのはその根拠によるものです。卒業式等は学校の大切な業務であると認識しております。また、不特定多数の方が参加するものでなく、体調が悪い方は事前に参加を差し控えてもらえます。よって、時間を短縮する。換気を十分に行うことを留意しながら現在のところ実施する方向で検討しております。

しかしながら、今回37.5度以上の発熱があった場合には、出席停止の処置ができることから、卒業式参加者には事前に風邪などの症状がある場合には、出席を控えてもらうこと

を事前に伝えるとともに、「発熱や咳などの症状がある場合には、入場はお断りします。」と会場入り口に張り紙をするなどして、感染拡大に最大限の配慮をしてください。

問4 出席停止の条件の3は当然であるが、1、2も同様とするのか。

答え 1、2の条件での出席停止は、学校と保護者の相談により実施するものとします。これは、24日付の政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具現化に向けた見解」にもあるように、「風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出せず、自宅で療養してください」を確実にを行うことを目的とした取り組みとお考え下さい。

よって、発熱の連絡があった場合には、保護者と協議の上、出席停止の処置もできることを伝えて対応を決定してください。この出席停止は、熱が下がった段階から48時間経過すれば登校することもできるものとします。しかし、3の場合は、当然医師による判断によつての出席停止であり、学校復帰は当然医師による判断なければ登校できないものとします。

問5 出席停止等の処置によって欠席した児童生徒に対する対応で留意することは？

答え 一番懸念されることは、コロナウイルスに感染しているなどのうわさが流れ、いじめ等の原因になってしまうことです。そのようなことが起きないように最大限の配慮をお願いします。

具体的には、コロナウイルスに感染したかどうかは、現在のところすぐには検査できない状況であり、感染拡大を防ぐためには、発熱等の体調が悪くなった段階で、集団との接触をさげ、感染拡大に努めることが最も大切な対応だということを一人一人の子供にしっかりと指導していただきたいと思います。

よって、コロナウイルスに感染したから欠席したのではなく、感染拡大を防ぐために、積極的に欠席したこと、発熱が下がればコロナウイルスに感染していないことになり、すぐに学校に来られるようになることをしっかりと指導していただき、差別や偏見、さらにいじめ等に発展しないように最大限の配慮をお願いします。

また、欠席したときの学習の補習等その子に応じて適切に行うよう配慮をお願いします。

市立保育園保護者 様

小金井市子ども家庭部保育課

遠足等外出する園行事の中止について

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、東京都では感染拡大防止のため都主催イベントの延期・中止の方針が打ち出されました。

更に、2月25日に政府から新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示され、現時点での感染拡大防止策として、イベント等の開催について、開催の必要性等を検討することが要請されました。

上記の状況を受けて、小金井市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、児童・施設職員への感染防止、保育施設自体の休園を防止する観点から、令和2年3月15日までにを行う遠足などの外出する園行事を中止することといたしました。

子どもたちも楽しみにしている園行事かとは思いますが、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、卒園式等の園対応につきましては、今後の社会動向等により必要に応じて別途通知させていただきます。



民間保育施設用 案

令和2年2月 日

小金井市内保育施設長 様

小金井市子ども家庭部保育課

遠足等外出する園行事の自粛の要請について

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、東京都では感染拡大防止のため都主催イベントの延期・中止の方針が打ち出されました。

更に、2月25日に政府から新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示され、現時点での感染拡大防止策として、イベント等の開催について、開催の必要性等を検討することが要請されました。

上記の状況を受けて、小金井市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、児童・施設職員への感染防止、保育施設自体の休園を防止する観点から、市内保育施設に対して、令和2年3月15日までに行われる遠足などの外出する園行事の実施を自粛いただくよう、要請させていただきます。

子どもたちも楽しみにしている園行事かとは思いますが、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、卒園式等の園対応につきましては、今後の社会動向等により必要に応じて別途通知させていただきます。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。



令和2年2月26日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)

藤 田 裕 司

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について (通知)

東京都では、国内における新型コロナウイルスの感染状況や国の取組等を踏まえ、都内での感染拡大を防ぐ取組を強化しております。

都立学校においては、別添通知のとおり、対応方針に基づき当面对応することとし、各学校において、この方針に基づき適切に対応されるよう周知したところです。

貴教育委員会におかれましても、本方針を踏まえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>

【学校職員の事故発生報告先 (感染症)】

教育庁福利厚生部福利厚生課

電話03-5320-6812

【幼児・児童・生徒の事故発生報告先 (感染症)】

教育庁地域教育支援部義務教育課

電話03-5320-6878

【服務上の取扱いに関すること (学校職員)】

教育庁人事部職員課服務担当

電話03-5320-6792

【勤務時間の割り振りに関すること】

教育庁人事部勤労課

電話03-5320-6801

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

教育庁総務部総務課内

電話03-5320-6718

送信日時: 2020/02/26 14:19:18

発信者: 保健給食係 <k010202@koganci-shi.jp>

宛 先: 保険給食係 <lgk010202@city.koganci.lg.jp>

件 名: Fw: 新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について(通知)

操作ログ: 立崎 光則:最終操作:2020/02/26 14:46:42

上原 健太郎:最終操作:2020/02/26 14:28:01

添付[1]: 【参考】イベント開催に関する御協力をお願い.pdf (115KB)

添付[2]: 【参考】卒業式などの行事の開催に関する考え方について.pdf (112KB)

添付[3]: 【文科省事務連絡】学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について.pdf (249KB)

添付[4]: 通知文(区市町村).doc (16KB)

添付[5]: 通知文(都立学校・センター).doc (39KB)

添付[6]: (区市町村)通知文.doc (18KB)

■無害化サービスからのお知らせ■

以下のファイルは、無害化処理により無害化されました。

(区市町村)通知文.doc

通知文(都立学校・センター).doc

通知文(区市町村).doc

【文科省事務連絡】学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について.pdf

【参考】卒業式などの行事の開催に関する考え方について.pdf

【参考】イベント開催に関する御協力をお願い.pdf

送信者: <S9000003@section.metro.tokyo.jp>

受信者: undisclosed-recipients::

日 時: 2020/02/26 14:15:19

題 名: 新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について(通知)

> ※本メールは、各区市町村教育委員会及び教育庁出張所宛てBCCにて送信しております。

> 各区市町村教育委員会 担当部署 御中

> 日頃よりお世話になっております。

> 東京都では、国内における新型コロナウイルスの感染状況や国の取組等を踏まえ、

> 都内での感染拡大を防ぐ取組を強化しております。

> 都立学校においては、別添通知のとおり、対応方針に基づき当面对応することとし、

> 各学校において、この方針に基づき適切に対応されるよう周知したところです。

> 貴教育委員会におかれましても、本方針を踏まえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

> <通知文>

> <文部科学省、厚生労働省参考資料>

>

> <自宅休養した場合の出欠の扱い>

> 自宅休養した場合の取扱いにつきまして、再度周知いたします。

>

> 東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

> (教育庁総務部総務課内)

> 電話03-5320-6718

> 内線53-117

各都立学校長 殿
各学校経営支援センター所長 殿

東京都教育委員会教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤 田 裕 司
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について。(通知)

東京都では、国内における新型コロナウイルスの感染状況や国の取組等を踏まえ、都内での感染拡大を防ぐ取組を強化しております。

都立学校においては、下記の対応方針に基づき、当面对応することとしました。各学校におかれましては、これまでの通知及びこの方針に基づき適切に対応されるようお願いいたします。

記

第1 新型コロナウイルス感染症に関する対応

1 感染症予防策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒

ア 学校は、幼児・児童・生徒（以下、「児童生徒等」という。）に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（マスクの着用など）の励行について指導すること。

イ 児童生徒等（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。

ウ 児童生徒等（及び保護者）には、春休み期間においても、自宅における児童生徒等の健康観察を継続し、発熱などの風邪の症状がみられるときは、学校に連絡するよう指導すること。

エ 給食の際には、児童生徒等が対面する形を可能な限り避け、飛沫感染の防止に努めること。

(2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、手洗い、咳エチケットを励行すること。

イ 校長は、教職員等には、毎朝自宅で検温を行わせるなど適切な健康管理に努めるとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養させるなど適切な措置を講じること。

(3) 校内環境

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、感染予防に努めること。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

第2 都立学校における教育活動の対応

1 令和元年度卒業式の実施

(1) 参列者の制限及び時間短縮

ア 参列者の制限

附属中学校、中等教育学校及び高等学校においては、保護者及び来賓は参加せず、教職員、卒業生及び式に関係する在校生とする。

特別支援学校においては、来賓は参加せず、教職員、卒業生及び式に関係する在校生並びに介助を必要とする児童生徒等の保護者とする。

イ 時間の短縮

知事メッセージと都教育委員会挨拶は校内に掲示するとともに、卒業生に配布する。

なお、卒業式の挨拶用務に係る都教育委員会からの派遣は行わない。

祝電は掲示のみとし、祝電披露は行わない。

(2) 実施要項等

実施要項等は、変更した内容に合わせて修正する。

(3) その他

生徒が参加する式後の茶話会等は中止とし、校外で行う PTA 等が主催する謝恩会の教員の参加については自粛する。

卒業式の実施日が臨時休業期間（14日間を目安）に含まれた場合は、所管課へ相談する。

2 年度末までに学校で実施する教育活動

(1) 不特定多数の参加者が見込まれる教育活動は、原則、延期又は中止する。

例：展覧会、成果発表会、定期演奏会等

(2) 児童生徒等のみにより実施される教育活動を行う場合は、実施方法の工夫と感染リスクへの対策を講じた上で行う。

例：球技大会、セーフティ教室、講演会等

(3) 公共交通機関を利用し、校外の不特定多数の者と接触の可能性がある教育活動は、原則、延期又は中止する。

例：芸術鑑賞教室、社会科見学やテーマパーク等での学習、修学旅行、海外語学研修等

(4) 一堂に会する喫食の機会、会話による飛沫の拡散や食器等による感染の可能性のある教育活動は、原則、延期又は中止する。

例：校内カフェ、授業や部活動等の調理実習後の喫食等

3 時差通学の実施

(1) 附属中学校、中等教育学校及び高等学校における取扱い

令和2年2月27日から学年末考査等終了まで、原則、公共交通機関利用者の混雑時を避けた登下校を実施する。

【具体的な実施例】

○学年末考査までの時程例

- ・午前10時始業40分6限の短縮授業

| | | | |
|------|-------------|----|-------------|
| 例 1限 | 10:00~10:40 | 4限 | 13:00~13:40 |
| 2限 | 10:50~11:30 | 5限 | 13:50~14:30 |
| 3限 | 11:40~12:20 | 6限 | 14:40~15:20 |
| 昼休 | 12:20~13:00 | 清掃 | 15:20~15:30 |

○学年末考査期間中の時程例

- ・午前10時始業

(2) 特別支援学校における取扱い

中高一貫型聴覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校高等部就業技術科においては、上記(1)と同様の取扱いとする。

4 学年末考査等終了から修了式までの取扱い

附属中学校、中等教育学校及び高等学校においては、原則、自宅学習とし、部活動は行わない。生徒の自宅学習に備え、事前に問題集やプリント類等の教材を配布する。

5 修了式

放送設備等を活用して、各教室で実施する。

6 生徒・保護者への周知

卒業式の変更、時差通学の実施、自宅学習等について、通知等により確実に周知する。

第3 感染症が発生した場合の対応

1 都立学校において発症者が出た場合

(1) 児童生徒等の場合

ア 校長は、当該児童生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、都立学校教育部に連絡の上、自治体の保健衛生部局（管轄の保健所を含む。）からの助言や協議等により、学校について14日間を目安に臨時休業を行う。

ウ 保健所は、当該児童生徒等の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

エ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある次亜塩素酸ナトリウム又はアルコールを使用し、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

オ 学校は、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1 (1) 児童生徒等の場合」のイからオまでと同様の取扱いとする。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童生徒等が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行う。

2 都立学校において濃厚接触者を把握した場合（同居家族が発症した場合など）

(1) 児童生徒等の場合

ア 校長は、児童生徒等の同居の家族の中に発症した者がいるなど、当該児童生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておく。

イ 校長は、保護者や児童生徒等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童生徒等の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒等に対して出席停止の措置を行う。

ウ この場合、校長は、都立学校教育部に連絡の上、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

エ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒等の健康観察を行う。

オ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

ア 校長は、教職員が同居する家族の中に発症した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2 (1) 児童生徒等の場合」ウからオまでと同様の取扱いとする。

第4 その他

1 正規の勤務時間の割振りの年度途中の変更

(1) 生徒の時差通学等の実施に伴い、休憩時間の変更の必要が生じた場合は、平成31年3月8日付30教人勤第300号「平成31年度都立学校職員の正規の勤務時間の割振りについて(通知)」

1 (2) 及び2 (2) の取扱いによる変更を行うことができる。

(2) 上記(1)の場合も、原則、勤務開始・終了時刻の変更を要しないが、新型コロナウイルス感染症対策として、公共交通機関の混雑時をより避けることができる等の場合は、同様の手続により、その変更を行うことができる。

2 緊急時の連絡体制の整備

都内における感染拡大、教職員やその家族の感染などを想定し、教職員が出勤できない状況での教職員間の連絡体制を整備する。

また、緊急時に確実に児童生徒等又は家庭と連絡が取れるよう、第二、第三の連絡先を確認しておくなど、連絡体制を整備しておく。

3 本通知における対応方針は現時点のものであり、状況の変化により変更される場合がある。

(担当)

【教育活動等に関すること】

教育庁指導部高等学校教育指導課

電話 03(5320)6845

教育庁指導部特別支援教育指導課

電話 03(5320)6847

【感染症予防策に関すること】

教育庁都立学校教育部学校健康推進課

電話03-5320-6877

【事故発生報告等事務処理要綱に関すること】

総務部総務課安全管理担当

電話03-5320-6718

【学校職員の事故発生報告先(感染症)】

○学校

管轄の学校経営支援センター経営支援室

○学校経営支援センター経営支援室

福利厚生部福利厚生課

電話03-5320-6812

【幼児・児童・生徒の事故発生報告先(感染症)】

○学校

管轄の学校経営支援センター経営支援室

○学校経営支援センター経営支援室

教育庁都立学校教育部学校健康推進課

電話03-5320-6877

【服務上の取扱いに関すること(学校職員)】

教育庁人事部職員課服務担当

電話03-5320-6792

【勤務時間の割り振りに関すること】

教育庁人事部勤労課

電話03-5320-6801

[The text in this section is extremely faint and illegible due to heavy noise and low contrast. It appears to be a multi-paragraph document.]



【重要】

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について
(令和2年2月25日時点)

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、イベントの開催に関しては、

- 最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めること
- イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただきたいこと
- なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではないこと

という考え方を、政府から国民の皆さまに示しているところです。

学校の卒業式や入学式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、学校の設置者において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただくようお願いいたします。

また、実施する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例についても併せて示しますので、参考にしてください。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒業証書は代表児童生徒のみに授与など）
- ・挙行等は取りやめ、式典当日のみの実施とすること

※卒業式を想定していますが、必要に応じ入学式にも応用ください。

また、高等学校の入学者選抜等に関しては、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）」（令和2年2月19日事務連絡）を踏まえ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの励行の呼びかけなど可能な範囲で感染症対策を行うようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

大学入学者選抜に関しては、「大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供等について（依頼）」（令和2年2月20日事務連絡）を踏まえ、可能な限りの対応に努めていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますことを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、当課より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめにご確認い

ただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

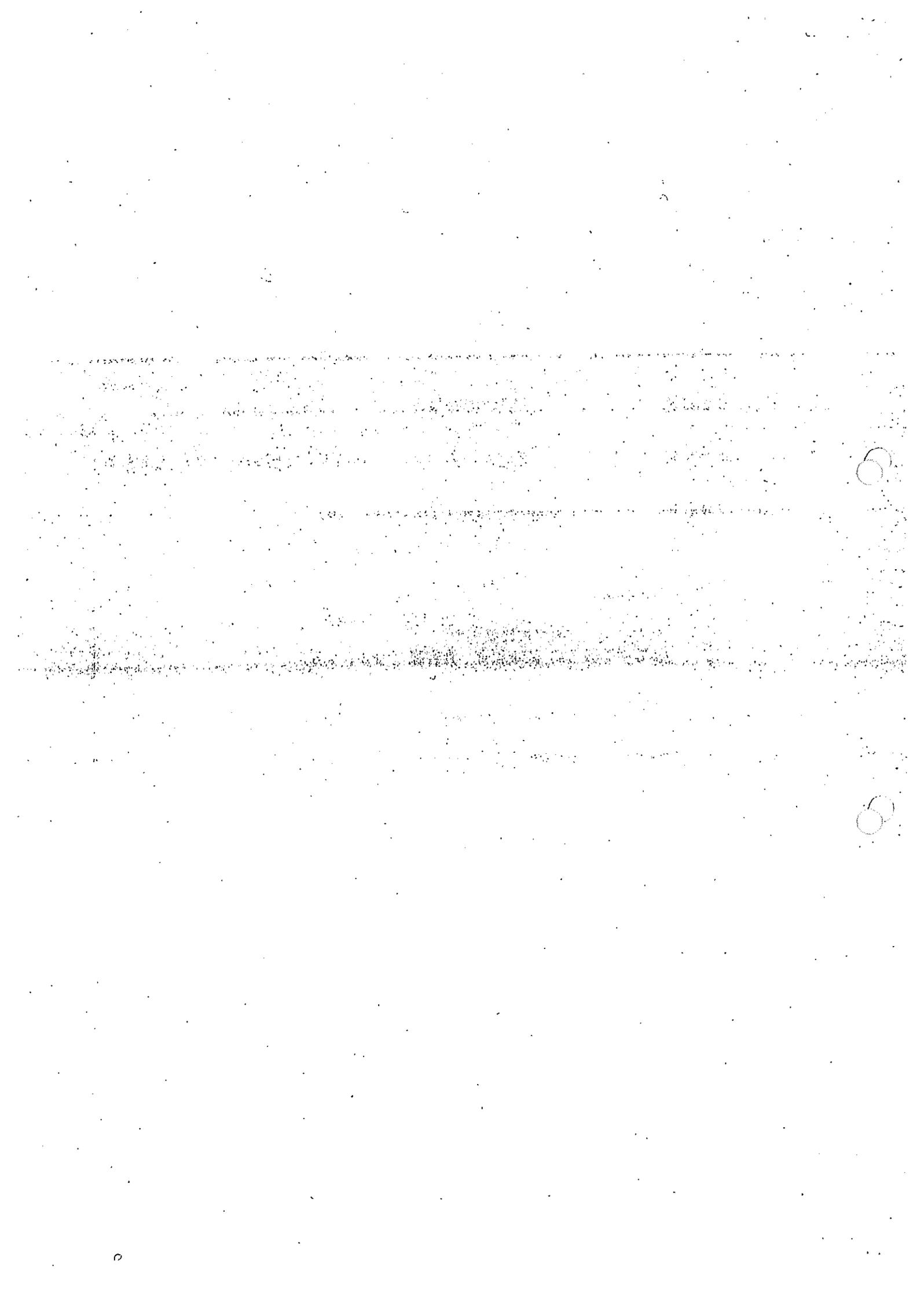
○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095



事務連絡
令和2年2月25日

【重要】

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等を示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等について、厚生労働省と協議の上、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、学校や学校の設置者が、都道府県、保健所設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者となった児童生徒等についての情報を得た場合には、速やかに、学校の設置者（ただし、私立学校の場合には、私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課又は都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課とする。）から本件連絡先までご連絡いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、

当省より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめに御確認いただき、最新の情報入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び城内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

(参考)

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

メール：kenshoku@mext.go.jp

FAX：03-6734-3794

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

メール：sigakugy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3395

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

メール：kyoin-y@mext.go.jp

FAX：03-6734-3742

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

メール：hojinka@mext.go.jp

FAX：03-6734-3388

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

メール：daigakuc@mext.go.jp

FAX：03-6734-3387

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

メール：senmon@mext.go.jp

FAX：03-6734-3389

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

メール：syosensy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3715

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095

メール：kodomokosodateikai@cao.go.jp

FAX：03-3581-2521

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（児童生徒等本人が感染した場合について）

1. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合には、学校の設置者は、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行うこと。臨時休業の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休業が必要とまではいえない可能性もある。このため、学校の設置者は、臨時休業に伴う学習面への影響なども考慮し、その必要性については、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、判断すること。

（児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、この場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業について）

4. 1. 及び2. とは別に、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談し、公衆衛生対策として、学年末における休業日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イ

ベントなど地域の児童生徒等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うことができること。

(教職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、教職員についても、直接児童生徒等に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、この場合、休暇の取得や職務専念義務の免除等によって適切に対応すること。教職員を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該教職員に代わって授業等を行う者の確保などに努めることが求められるが、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。なお、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員の配置など児童生徒の学びや生活を支える支援といった必要な支援を行うこととしているので、下記担当に相談願いたいこと。

(教員の加配について)

【担当】初等中等教育局財務課定数企画係

03-5253-4111 (内線2038) teisu@mext.go.jp

(補習等のための指導員等派遣事業について)

【担当】初等中等教育局財務課校務調整係

03-5253-4111 (内線3704) ko-mu@mext.go.jp

(臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について)

7. 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。また、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。なお、流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

8. 臨時休業や出席停止の指示等の判断を行うに当たっては、臨時休業・出席停止等の期間中の児童生徒等の監督者の確保や、給食のキャンセルに係る対応等の保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談の上、臨時休業や出席停止等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について)

9. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

加藤勝信厚労相は25日、記者会見し「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を発表した。
全文は次の通り。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。

・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える人が多い。
また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。

・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。

重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。

・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。

・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。

・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。

・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。

・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供

・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底

・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ

・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ等

② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。

③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。

⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実

施する。患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。

② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。

③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

○ 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。

③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、

・積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。

・一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。

② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。

② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、か

えって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。

③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに PCR 検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。

④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。

⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。

③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。

④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

引用元：新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

厚生労働省

